

議案第24号

若狭広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、若狭広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

若狭広域行政事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。

若狭広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

若狭広域行政事務組合規約（平成29年6月1日福井県指令若観第64号）の一部を次のように変更する。

第4条中「若狭町市場第20号18番地（若狭町役場上中庁舎内）」を「小浜市大手町6番3号（小浜市役所内）」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。